

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	ページ	項 目						入札説明書に関する質問の内容	回答
1	4	第2	5					選定事業者の提案により、設計・建設期間を短縮し、維持管理・運営期間を早めることができるという点について、期間を早めることは評価対象となるのでしょうか。評価される場合、提案審査のどの項目に該当するのでしょうか。	その理解で結構です。 なお、落札者決定方法及び落札基準18頁「●工事監理・建設に関する事項 ②工程計画」に該当します。
2	4	第2	7	(2)				ウ及びエにおいて、条例で利用料金を定める施設の空間を使用する場合は、建物使用料又は土地使用料は特に支払わなくてもよい、という理解でよいか。	入札説明書5頁の表「本公園について利用者から得る収入の考え方」に記載するとおり、支払う必要があります。
3	5	第2	7	(2)				自由提案施設内で実施するスポーツ教室事業について、市に納付する費用の土地使用料及び建物使用料の支払は必要なのかご教示下さい。	自由提案施設の設置については、土地使用料を支払う必要があります。自由提案施設は、選定事業者又は選定事業者が選定して市の承諾を得た第三者が保有するため、事業実施にあたり建物使用料を市に支払う必要はありません。
4	5	第2	7	(2)	エ			スポーツ以外の教室（たとえば、園内植生を活かした教室）は、自由提案事業として扱い、この場合、土地の使用料は市に納付しなければいけないのでしょうか。想定される施設は、多目的広場となります。	その理解で結構です。なお、別途市が定める条例により規定します。
5	5	第2	7	(2)	エ			陸上競技場及び公園敷地内の建物の屋根において太陽光パネルを敷き太陽光発電事業を、自由提案事業として行う提案をする場合、屋根部分を貴市から借りる場合の賃料の設定は、事業者側で提案しても問題はないでしょうか。 「要求水準書 別紙15」の「公園施設の設置又は管理の許可による土地又は施設の使用料」における「使用料」は、施設の使用料であり、屋根部分を借りる使用料は、施設の使用料ではないと理解で良いでしょうか。	太陽光発電設備を設置する目的が「本公園の目的に合致し、環境負荷の低減に資するものである場合（発電した電力を本施設で使用する場合）」について、設置を認めます。 また、太陽光パネルの設置に当たっては、要求水準書別紙15に記載する「建物使用料」を納付していただきます。
6	5	第2	7	(3)				自由提案施設をその他公園施設と区分所有により整備する場合、土地使用料については、利用する土地面積を区分所有割合で算出した料金を支払う、という理解でよいか。	土地使用料については、市が使用を認めた床面積に基づいて算出します。
7	7	第3	3	(1)				一方の株式会社の取締役が他方の株式会社の取締役を兼職している場合も十分「人事面において関連がある」と考えられるが、見解をお示しいただきたい。	入札説明書7頁に記載するとおり、代表取締役の兼職に限定しています。

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	ページ	項目						入札説明書に関する質問の内容	回答
8	7	第3	3	(1)				株式会社以外の組織形態（財団法人や社団法人等）を対象とした場合の「資本面において関連がある」「人事面において関連がある」の判断基準を教示いただきたい。	株式会社以外の組織形態については、判断基準はありません。
9	7	第3	3	(1)	イ			落札後やむを得ない理由から、協力企業を変更することは可能でしょうか。またその場合に落札グループに対してのペナルティなどはあるのでしょうか。	原則として協力企業の変更は認めません。市がやむを得ない理由であると判断した場合に限り、可能とします。なお、ペナルティは想定していません。
10	7	第3	3	(1)	イ			公募段階では自由提案事業の協力企業に参加表明が取れないため、SPC設立前までに協力企業の追加、変更が行われる事は可能でしょうか。	市の承諾を得た場合には協力企業の追加を行うことを認めます。協力企業の変更については、質問No9の回答をご覧ください。なお、自由提案事業に関する審査において事業内容や実施主体の具体性は審査対象となります。
11	7	第3	3	(1)	イ			SPCから構成企業が、物販事業の自由提案事業を受託し、その事業を構成企業及び協力企業以外の企業へ再委託する事は可能でしょうか。 また、その際の要件はあるのでしょうか。	市の承諾を得た場合には構成企業及び協力企業以外の企業に再委託することは可能です。 また、受託企業は受託事業を実施するために法令等で求められる必要な資格等を有し、有資格者を事業に配置することができる企業である必要があります。
12	8	第3	3	(2)	コ			「厚生年金等の社会保険制度に加入していない者（任意適用保険事業所）を除く。」とありますが、親会社・関連会社からの出向により事業を担う株式会社の場合、社会保険等の加入は親会社・関連会社にて加入しており、加入すべき直接雇用の役員・従業員が存在しておらず、社会保障制度に加入しておりません。この場合、構成企業もしくは協力企業として参加することはお認めいただけますでしょうか。	直接雇用している親会社・関連会社において厚生年金等の社会保険制度に加入していれば、構成企業もしくは協力企業として参加することは可能です。
13	8	第3	3	(2)	サ			「雇用されている者」の定義をご教示下さい。（正職員・臨時職員・パート・アルバイトなど広義なのでご教示下さい。）	退職金制度の適用対象者として、労働契約の中での就業規則等に明記されている者です。
14	10	第3	3	(3)	ウ	(エ)		「建設企業が複数の場合は、少なくとも1者が上記（ア）及び（イ）全ての要件を満たすこと」とあります。弊社は、土木の経審の点数が900点未満で、条件である実績を有しておりません。特定建設業の許可と土木工事の入札参加資格は有しております。他の1者が全ての要件をクリアしていれば、公園建設業に当る者として協力企業または構成企業としての申請が可能でしょうか。	入札説明書9、10頁「3応募者の備えるべき資格要件等（3）応募者の参加資格要件 ウ建設企業」に記載のとおり、構成企業としての参加資格要件は満たしておりませんので、対象外となります。協力企業としては、入札説明書7頁「応募者の備えるべき資格要件等（2）構成企業及び協力企業の制限」を満たしていれば対象となります。

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	ページ	項 目						入札説明書に関する質問の内容	回答
15	10	第3	3	(3)	エ、オ			維持管理企業が複数の場合に、少なくとも1者が全ての要件を満たしていれば、全ての要件を満たしていない企業も構成企業あるいは協力企業になれると理解してよろしいでしょうか。また、運営企業についても同様の理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。ただし、事業計画全体に関する事項の審査においては、構成企業及び協力企業の役割分担、事業を遂行するための経験やノウハウが審査対象となります。
16	10	第3	3	(3)	オ	(イ)		(イ)に一般委託に登録されていることとありますが、一般委託のうちどの項目についての登録が必要になるのかご教示ください。	一般委託の営業種目は問いません。
17	11	第3	3	(3)	カ			本事業において、「統括管理業務」のみを行う企業がある場合、「カ」に該当するという理解でよいのか。	その理解で結構です。
18	11	第3	3	(5)				自由提案事業を複数の構成企業または協力企業で運営する際に、便宜上自由提案事業の実施のみを目的とした運営に関わる企業のみで構成される株式会社等を設立した上で、SPCから直接業務の受託することは可能でしょうか。	その理解で結構です。
19	15	第3	4	(3)				入札参加表明後の辞退に関してはペナルティ等参加者の負担となる事項はないという理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
20	16	第3	4	(4)	イ	(イ)		「企業名を特定又は類推可能な記載は不可」とあるが、機能面や特徴において、調査を行わなければ一般的には類推できないような場合は記載してもよい、という理解でよいのか。 (例えば「市内で唯一●●を保有している」「全国で最も●●の実績がある」等)	その理解で結構です。ただし、ご提示の例文は類推可能な記載と考えられます。
21	19	第3	4	(4)	ウ	(オ)		実施方針に関する質問に対する回答では、「提案上限額を入札公告時に公表」(No35)とあります。今回の公告では、参考価格をご提示頂いておりますが、提案上限額という認識でよろしいでしょうか。 そうでない場合、本事業において参考価格とはどのような位置付けでしょうか。	提案上限額は公表しないこととなりました。 参考価格は市が想定した事業費です。また、これとは別に市が予定価格を設定します。
22	19	第3	4	(4)	ウ	(オ)		予定価格は公表しない。とあるが参考価格、入札価格との関連性はどのようなことか。	質問No21の回答をご覧ください。
23	19	第3	4	(4)	ウ	(オ)		参考価格が公表されておりますが、提案金額の上限額という事でしょうか。参考価格の意味を教えてください。	質問No21の回答をご覧ください。

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	ページ	項 目						入札説明書に関する質問の内容	回答
24	19	第3	4	(4)	ウ	(オ)		参考価格に伴う設計書（金抜き）の提示をお願いします。	提示する予定はありません。
25	19	第3	4	(4)	ウ	(オ)		参考価格に伴う建設業務区分の経費に関する考えをご教示ください。	質問No24の回答をご覧ください。
26	19	第3	4	(4)	ウ	(オ)		参考価格に伴う建設業務区分の単価設定年度をご教示ください。	質問No24の回答をご覧ください。
27	19	第3	4	(4)	ウ	(オ)		参考価格に伴う消費税率をご教示ください。	消費税率及び地方消費税率は8%を用いています。
28	20	第3	4	(4)	イ	(カ)	a	「本事業の公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。」とありますが、事業者のノウハウにかかる部分についての公表には配慮いただけますようお願いします。	応募者の特殊な技術・ノウハウの保護について十分配慮いたします。
29	20	第3	4	(4)	ウ	(ク)		入札保証金を算定する際の入札価格は消費税等抜きで間違いないでしょうか。	入札価格は、入札説明書19頁「(エ) 入札価格の記載等」及び事業契約書（案）別紙10に示すとおり、消費税及び地方消費税を含んだ金額となります。

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	ページ	項 目						入札説明書に関する質問の内容	回答
30	20	第3	4	(4)	ウ	(ク)		「茅ヶ崎市契約規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第15号）第5条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。」とあります。 茅ヶ崎市契約規則第5条によると、 （入札保証金の減免） 第5条 前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。 （1）一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 （2）一般競争入札に参加する資格を有する者で過去5年の間に国（法律により特別の設立行為をもって設立された公団等を含む。）又は地方公共団体と種類を同じくする契約を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 （平12規則5・平25規則1・一部改正） とございますが、(2)にお認めいただける要件はどのようなものがございしますか。 今回はPFI事業であり、「種類を同じくする契約の締結」とはPFI事業の事業契約と推測していますが、その場合、特別目的会社（SPC）が契約当事者となっています。例えば、代表企業がPFI事業の落札実績（SPCへの出資実績）等を証する書面（事業契約書等）の提出等でお認めいただけるものでしょうか。ご教授いただければと思います。	構成企業又は協力企業の少なくとも一者が、過去5年の間に入札説明書8頁から11頁「3応募者の備えるべき資格要件等（3）応募者の参加資格要件」に記載する業務実績を満たす契約を国（法律により特別の設立行為をもって設立された公団等を含む。）又は地方公共団体と締結し、かつ、当該契約を誠実に履行している場合、茅ヶ崎市契約規則第5条第2号に該当するものとします。 従って、上記の要件を満たす者は、当該契約の実績を証する書面（契約書の写し等）を（様式2－11）に添付してください。

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No.	ページ	項 目						入札説明書に関する質問の内容	回答
31	20	第3	4	(4)	ウ	(ク)		茅ヶ崎市契約規則(昭和47年茅ヶ崎市規則第15号)第5条各号のいずれかに該当する場合は、とは具体的にどのような場合か。	契約規則第5条は、以下のとおりです。(2)の解釈については、質問No30の回答をご覧ください。 (入札保証金の減免) 第5条 前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。 (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2) 一般競争入札に参加する資格を有する者で過去5年の間に国(法律により特別の設立行為をもって設立された公団等を含む。)又は地方公共団体と種類を同じくする契約を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
32	20	第3	4	(4)	ウ	(ク)		貴市のホームページから茅ヶ崎市契約規則(昭和47年茅ヶ崎市規則第15号)第5条各号を見つけられませんでした。こちらを貴市ホームページの本入札広告のページなどにアップして頂けないでしょうか。 また基本的には入札保証金は免除されると考えて問題ないでしょうか。	質問No31の回答をご覧ください。
33	21	第3	5	(1)				総合審査の過程で、応募者に対するヒアリングを実施すると記載がありますが、現時点で決まっている日時・ヒアリング項目等がありましたらご教示下さい。	ヒアリングの日程については、平成26年8月14日(木)を予定しており、詳細な時間は入札後にご連絡します。なお、ヒアリング項目については回答できません。
34	22	第3	6	(3)	イ			維持管理・運営期間の契約保証金の納付が規定されていますが、維持管理・運営期間は、事業契約書で違約金が規定されているため、契約保証金の必要性が薄く、契約保証金の納付のためにSPCで費用を計上(又は履行保証保険金の付保)となり、その分の事業費が高くなってしまいます。維持管理・運営期間の契約保証金の納付をなくして頂けないでしょうか。	入札説明書に記載するとおり、維持管理・運営期間の契約保証金についても納付していただきます。
35	24	第4	2					平成26年12月開催の市議会定例会において、事業契約の締結に関する議案とともに、本事業に関する債務負担行為の設定についての議決を取られるという理解でよろしいでしょうか。	債務負担行為の設定については、平成26年3月開催の平成26年第1回市議会定例会で承認されています。